

**放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第12条第2項に規定する
工場又は事業所を定める件**

(平成3年11月15日科学技術庁告示第12号)

最終改正 平成12年12月27日 科学技術庁告示第20号

国の設置する病院又は診療所(厚生労働大臣の設置するものを除く。)であって、学校教育法(昭和22年法律第26号)による学校の設置する病院又は診療所以外のもの